議案第12号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 富士見市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を改正する条例を別紙のと おり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

第7期高齢者保健福祉計画の策定等に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成 32年度」に改め、同項第1号中「29,592円」を「30,864円」に改め、 同項第2号中「41,428円」を「43,209円」に改め、同項第3号中「 44,388円」を「46,296円」に改め、同項第4号中「53,265円」を 「55,555円」に改め、同項第5号中「59,184円」を「61,728円」 に改め、同項第6号中「65,694円」を「68,518円」に改め、同号ア中 「という。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当 該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。 以下この項において同じ。)」を加え、同項第7号中「76,939円」を「 80,246円」に改め、同項第8号中「97,653円」を「101,851円」 に改め、同項第9号中「100,612円」を「104,937円」に改め、同項第 10号中「112,449円」を「117,283円」に改め、同項第11号中「 118,368円」を「123,456円」に改め、同項第12号中「 124,286円」を「129,628円」に改め、同項第13号中「 130,204円」を「135,801円」に改め、同条第2項中「平成27年度か ら平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「26,632円」を 「27,777円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条の規定は、平成30年度 以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料については、な お従前の例による。